

# ふじいでら市議会だより

## 第四回定例会

第四回定例会は十一月三十日から十二月二十一日までの二十二日間の会期で開催され、提出された平成二十四年度補正予算、条例の制定・一部改正、人事案件一件など二十案件、議会議案三件について、委員会・本会議を通じて慎重に審議を行い、すべての案件を議決して閉会しました。また、第三回定例会において継続審査となっていた平成二十三年度各会計（八会計）決算と、その他議案一件についても認定し、閉会しました。

### 議案の主な内容と議決結果

#### 条例

◆藤井寺市の休日に関する条例の一部改正について  
国、府及び府下の多くの市町村と年末年始の休日を統一するため、現在の「十二月三十日から翌年の一月四日まで」を「十二月二十九日から翌年の一月三日まで」に改正するもの。

◆藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百二十七号）による河川法（昭和二十九年法律第百六十七号）の改正に伴い、河川管理上必要とされる技術的基準を条例で定めるもの。

型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百二十七号）及び介護サービス（第三十七号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）による介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定めるもの。

◆藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるもの。

◆藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるもの。

#### 条例の制定について

◆藤井寺市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）による水道法（昭和三十一年法律第百七十七号）の改正に伴い、水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を条例で定めるもの。

◆藤井寺市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）による高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の改正に伴い、市道を新設し、又は改築する場合における移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を条例で定めるもの。

#### 承認

◆専決処分の承認を求めることについて（平成二十四年度藤井寺市一般会計補正予算（第三号））  
二千七百十四万千円  
【承認・全会一致】

◆藤井寺市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）による道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）の改正に伴い、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法を条例で定めるもの。

◆藤井寺市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）による道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）の改正に伴い、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法を条例で定めるもの。